

令和3年5月11日  
大阪市経済戦略局

各位

緊急事態措置（令和3年4月25日から5月31日）に伴う  
酒類提供飲食店及び酒類販売事業者への支援について

平素は、市政の推進に格別のご高配とご指導を賜り、厚く御礼申しあげます。  
今般の緊急事態措置に伴い、酒類を提供する飲食店に対して大阪府の協力金に加えて上乗せ分を支給するとともに、それらの店舗に酒類を販売する酒類販売事業者に対して、支援金を支給します。

その概要につきまして、次のとおり、お知らせさせていただきます。  
ご多忙の中、恐れ入りますが、貴団体内での周知にご協力いただければ幸いです。

記

1 酒類提供飲食店への支援について

(1) 支給対象

酒類提供を主として営業する店舗

- ・売上に占めるお酒の割合が一定割合（20%）以上であること
- ・売上日額10万円を超える大阪市内の店舗であること
- ・コロナによる時短要請前は、19時以前から営業し、酒類を提供していたこと など

必要書類・・・売上台帳、仕入表等の会計資料、レジの記録など  
売上に占めるお酒の割合がわかる書類

(2) 支給金額

日額1万円～最大2.5万円（府の協力金と合わせて売上の5割相当を支援）

2 酒類販売事業者への支援について

(1) 支給対象

飲食店等に酒類を販売する酒類販売事業者

- ・売り上げ減少により国の月次支援金等を受けていること など

(2) 支給金額 ※事業者単位で支給

中小法人等 : 20万円

個人事業者等 : 10万円

(お問合せ先)

要請に関する事 電話 06-7178-1398

酒類提供飲食店への支援に関する事 電話 06-6655-0711

酒類販売事業者への支援に関する事 電話 06-6655-0820

※ お問い合わせいただく際は、「酒類提供飲食店への支援」又は「酒類販売事業者への支援」とお伝えいただきますとスムーズです。

申請方法や受付開始日など、詳細は、  
後日ホームページでお知らせします

(送信元)

大阪市経済戦略局産業振興課

電話 06-6615-3779